

※今回の募集は、予算議決前の準備行為として開始するものであり、この要綱は、令和8年度当初予算案に係る神奈川県議会の議決がなされ、予算が発効する令和8年4月1日に施行する予定です。

障がい者スポーツ地域大会振興事業補助金交付要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、障がい者スポーツ地域大会の付加価値や内容を充実することにより、障がい者や地域住民が身近な場所で障がい者スポーツに触れる機会を創出し、障がい者スポーツへの興味・関心、理解の向上を図るとともに、障がい者が継続的に参加可能なスポーツ活動の場を拡充するため、競技団体等が行う大会運営に要する経費に対し、神奈川県（以下「県」という。）が予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「障がい者スポーツ地域大会」とは、県内会場において開催される障がい者が参加する地方大会レベル（国際大会や全国大会を除く。）のスポーツ大会であって、大会開催と併せてパラスポーツ教室又は体験会を実施する大会をいう。

2 この要綱において「障がい者」とは、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。

（補助対象者の要件）

第3条 補助対象者は、次の各号の全ての要件に該当する民間競技団体等とする。

- (1) 障がい者スポーツの振興を目的として活動を行う団体
- (2) 県内に事務所又は活動の本拠を有する団体
- (3) 県内で障がい者スポーツ地域大会の開催を予定している団体
- (4) 県内で継続的に障がい者スポーツ振興に寄与すると認められる団体

（補助対象事業）

第4条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、障がい者スポーツ地域大会とする。

2 前項の規定にかかわらず、宗教的又は政治的な活動の普及や宣伝を目的に含む障がい者スポーツ地域大会は補助の対象としない。

（補助対象期間）

第5条 補助の対象とする期間（以下「補助対象期間」という。）は、交付決定日から当該日が属する県の会計年度の3月31日までとする。ただし、事前着手届（第3号様式）を提出した場合は、当該年度の4月1日又は事前着手届提出日のいずれか遅い日から当該年度の3月31日までとする。

(補助対象経費)

第6条 補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業を実施するために必要なものとし、その範囲は別表1のとおりとする。ただし、別表2に定める経費を除いたものとする。

(補助額の算出方法等)

第7条 補助額は、総事業費から国庫支出金、起債額及びその他の特定財源を控除した額のうち、別表1に掲げる補助対象費目の合計の3分の1の額と補助限度額35万円のいずれか少ない額とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(利益等の排除)

第8条 補助事業において、補助対象経費の中に補助金等の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)の自社調達又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第8項に規定する関係会社からの調達がある場合、次のとおり、補助対象経費から利益等相当分の排除を行うものとする。

(1) 補助事業者（間接補助事業者を含む。以下同じ。）が以下のアからウまでの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。

ア 補助事業者自身

イ 100%同一の資本に属するグループ企業

ウ 補助事業者の関係会社（上記イを除く。）

(2) 利益等排除の方法

ア 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

イ 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

ウ 補助事業者の関係会社からの調達の場合（上記イを除く。）

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とする。これにより

がたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（申請書の提出期日等）

第9条 規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、交付申請書（第1号様式）を知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 収支予算書（第2号様式）

(2) 新規開催大会の場合は、大会企画書（任意様式）又は大会計画書（任意様式）

(3) 新規開催大会でない場合は、前回の収支決算書（任意様式）他、開催事実がわかる書類

3 補助事業者は、前項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（暴力団排除）

第10条 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に基づき、補助事業者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団

(3) 法人にあっては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの

(4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

2 知事は、補助事業者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を知神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

- 3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の支払)

第11条 本補助金は概算払いとする。

(補助対象の選考)

第12条 補助要件を満たす補助事業者からの交付申請額の合計が、補助事業の予算額を超える場合は、交付の決定に先立ち外部専門家を含めた審査会により補助対象の選考を行う。

(交付の決定)

第13条 規則第6条の規定により交付の決定をしたときは、知事が通知するものとする。

(交付条件)

第14条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分の変更をしようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

ア 補助事業の目的及び主たる内容に影響しない内容の変更、削除又は追加をすること（補助額の変更を伴うものを除く。）。)

イ 補助対象経費の総額20%以内で項目間の配分の変更をすること。

ウ 補助対象経費の総額20%以内の増額又は減額をすること（補助額の変更を伴うものを除く。）。)

エ 補助事業の収入に係る変更をすること（補助額の変更を伴うものを除く。）。)

オ 補助対象経費以外の経費を変更すること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 補助事業の実施にあたっては、法令を遵守し、参加者の安全に配慮しなければならない。

(5) 補助事業の実施にあたっては、県の広報活動に協力しなければならない。

(6) 補助事業の実施に係る広報物（ポスター、チラシ、プログラム等）を作成する際は、本補助金の交付を受けて実施している旨を掲載しなければならない。

(変更の承認)

第15条 前条第1号及び第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、変更(中止、廃止)承認申請書(第4号様式)に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

(申請の取下げのできる期間)

第16条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

(状況報告)

第17条 規則第10条の規定による状況報告は、補助事業終了後、次条の実績報告を交付決定日が属する県の会計年度の末日までに行うことが困難な場合に、事業実施状況報告書(第5号様式)により、当該年度末日までに行わなければならない。

(実績報告)

第18条 規則第12条の規定による実績報告は、事業実績報告書(第6号様式)に次の書類を添えて、事業完了の日から30日を経過した日又は交付決定日が属する県の会計年度の翌年度4月10日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(1) 収支決算書(第7号様式)

(2) 補助対象経費全てに係る領収書等の写し

(3) 大会当日の様子がわかる写真

(4) 成果物(ポスター、チラシ、プログラム等を作成した場合のみ)

(5) 大会及びパラスポーツ教室又は体験会の参加者数

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び返還)

第19条 規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、第13条により通知した交付決定額と当該確定額が相違する場合に限り、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項により通知した補助事業者に対し、すでに確定額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金を返還させる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第20条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書（第8号様式）により、すみやかに知事に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消し等)

第21条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を該当補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 第18条の規定による実績報告を行わなかったとき。
- (5) 法令、規則、交付要綱若しくは募集要項又は知事の指示若しくは命令に違反したとき。
- (6) 公序良俗に反するなど、補助金を交付することが適当でない認められる事由が発生したとき。

2 知事は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、その旨を当該事業者に通知するものとする。

3 知事は、第1項の規定により交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の該当取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、該当補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第22条 規則第17条ただし書きの規定により知事が定める期間並びに同条第2号及び第3号の規定により、知事が定める財産の種類は、次のとおりとする。

期 間 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。ただし、10年を超える場合は10年とする。

財産の種類 物品の取得価格が10万円以上のものとする。

(書類の整備等)

第23条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

3 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(届出事項)

第24条 補助事業者は、所在地、団体名又は代表者を変更したときは、すみやかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1（第6条、第7条関係）

項目	補助対象費目
会場借上費	体育館、会議室等の会場使用料
設営費	会場設営費
謝金	審判員謝金、講師謝金、看護師謝金等
通訳派遣代	手話通訳手配料等
飲食代	大会当日の弁当代等
印刷費	ポスター、チラシ、リーフレット等の印刷費
旅費	旅費（打合せ時の交通費を含む。）
物品購入費	大会、パラスポーツ教室及び体験会で使用する物品の購入
消耗品費	文具、用紙等
消費税	対象経費に係る消費税
保険代	スポーツ保険等

別表2（第6条関係）

1 人件費
2 賞金
3 市場価格と比較して著しく高価と認められるもの
4 次年度の大会に関する準備経費
5 その他、県が不相当と認めるもの

第1号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型）

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号：

住 所：

団 体 名：

代表者氏名：

障がい者スポーツ地域大会振興事業補助金交付申請書

障がい者スポーツ地域大会振興事業補助金について交付を受けたいので、関係書類を添えて次の通り申請します。

1 補助事業の概要

大会名称			
大会を開催する場所	(会場名) (会場住所)		
大会開催日	令和 年 月 日	パラスポーツ教室又は体験会	有 ・ 無
大会概要			
パラスポーツ教室又は体験会の概要			

大会ホームページ URL			
想定参加人数	人	前回大会の参加人数	人
団 体 活 動 概 要			
担当者	ふりがな		
	氏 名		
	電話番号		
	メ ー ル		
添付書類	<input type="checkbox"/> 収支予算書（第2号様式） <新規開催大会の場合> <input type="checkbox"/> 大会企画書（任意様式）又は大会計画書（任意様式） <新規開催大会でない場合> <input type="checkbox"/> 前回の収支決算書（任意様式） <input type="checkbox"/> 前回のポスター、チラシ ※交付申請書と合わせて提出する添付書類に✓を入れてください。		

2 団体の役員等氏名一覧

団体名： _____

(_____ 年 _____ 月 _____ 日現在の役員)

氏名 (カナ)	氏名 (漢字)	生年月日				性別	住所	役職名
		S	30	3	20			
かがり たらう	神奈川 太郎	S	30	3	20	M		代表者

(記入上の注意)

氏名カナは、半角カタカナで記入。生年月日は、半角英数字で大正は T、昭和は S、平成は H で記入。性別は、半角で男性は M、女性は F で記入。

3 誓約

誓約	以下に記載のとおり誓約いたします	<input type="checkbox"/>
<p>(1) 当団体は、暴力団ではありません。</p> <p>(2) 役員等氏名一覧に記載した全ての者は、前号に該当するか否かの確認のために個人情報 を神奈川県警察本部長に提供することに同意しています。</p> <p>(3) 当団体は、代表者又は役員（法人格を持たない団体であっては、代表者）のうち暴力 団員に該当する者はありません。</p> <p>(4) 当団体は、県税その他の神奈川県に対する金銭債務の支払いに滞納がありません（ただ し、地方税法第 15 条に基づく徴収猶予を受けている場合を除く）。</p> <p>(5) 本申請に係る役員名簿以外の一切の情報を神奈川県が公開することについて、同意し ます。</p> <p>(6) 申請内容及び添付資料の記載された情報に偽りはありません。情報に偽りがあること が発覚した場合には、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てませ ん。</p>		

第2号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型）

障がい者スポーツ地域大会振興事業補助金 収支予算書

団体名：_____

<収入>

項目	金額	内訳(算出根拠等)
合計(A)		

※収入合計(A)と支出合計(B)が同じ金額になるように記入してください。

<支出>

項目	金額	内訳(算出根拠等)
合計(B)		

※補助対象経費に補助率を乗じた額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

第3号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型）

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号：

住 所：

団 体 名：

代表者氏名：

障がい者スポーツ地域大会振興事業補助金に係る事前着手届

補助金の交付等に関する規則第3条に基づき交付申請する下記事業について、次の理由により交付決定前に事業着手しますので届け出ます。

なお、事業実施にあたっては、補助金の交付要綱等を遵守し、県の指導に従うものとします。

1 事前着手する事業の名称

障がい者スポーツ地域大会振興事業補助金に係る補助事業

2 事業の概要

3 事前着手の理由

令和 年 月 日から事業に着手する必要があるため。

4 事業着手年月日及び事業完了予定年月日

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

第4号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型）

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号：

住 所：

団 体 名：

代表者氏名：

障がい者スポーツ地域大会振興事業補助金変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付けで交付決定を受けた障がい者スポーツ地域大会振興事業補助金に係る補助事業を次のとおり変更（中止、廃止）したいので承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

1 変更（中止、廃止）の内容

事業の内容	変更（中止、廃止）前	変更（中止、廃止）後

2 変更（中止、廃止）の理由

第5号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型）

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号：

住 所：

団 体 名：

代表者氏名：

障がい者スポーツ地域大会振興事業補助金事業実施状況報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた障がい者スポーツ地域大会振興事業補助金に係る補助事業の 年 月 日現在における実施状況を、次のとおり報告します。

大会実施日	令和 年 月 日
大会実施状況	<ul style="list-style-type: none">・大会の実施について ・パラスポーツ教室又は体験会の実施について
大会経費の項目別収支状況	

第6号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型）

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号：

住 所：

団 体 名：

代表者氏名：

障がい者スポーツ地域大会振興事業補助金事業実績報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた障がい者スポーツ地域大会振興事業補助金に係る補助事業の実績を、次の関係書類を添えて報告します。

大会名称			
大会開催日			
大会参加人数	人	パラスポーツ教室 又は体験会参加人数	人

（添付書類）

1. 収支決算書（第7号様式）
2. 補助対象経費全てに係る領収書等の写し
3. 大会当日の様子がわかる写真
4. 成果物（ポスター、チラシ、リーフレット等を作成した場合のみ）

第7号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型）

障がい者スポーツ地域大会振興事業補助金 収支決算書

団体名：_____

<収入>

項目	金額	内訳(算出根拠等)
補助金		障がい者スポーツ地域大会振興事業補助金
合計(A)		

※収入合計(A)と支出合計(B)が同じ金額になるように記入してください。

※補助金は交付済額を記入してください。ただし、交付決定後に補助額に変更が生じた場合は「変更承認額」を記入してください。

<支出>

項目	金額	内訳(算出根拠等)
合計(B)		

※補助対象経費に補助率を乗じた額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

第8号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型）

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号：

住 所：

団 体 名：

代表者氏名：

消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた障がい者スポーツ地域大会振興事業補助金に係る消費税仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- | | | |
|---------------------------|------|--------|
| 1 補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| 2 消費税の申告の有無（どちらかを選択） | 有 | ・ 無 |
| （2で「無」を選択の場合は以下不要） | | |
| 3 仕入控除税額の計算方法（どちらかを選択） | 一般課税 | ・ 簡易課税 |
| （3で「簡易課税」を選択の場合は以下不要） | | |
| 4 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 5 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 6 補助金返還相当額（5から4の額を差し引いた額） | 金 | 円 |

- （注） 1 別紙として積算の内訳を添付すること。
2 補助金返還相当額がない場合であっても、報告すること。